

学制 150 年

われらの学び舎ヒストリー

～昔はみんな子どもだった～

明治5(1872)年に学制が發布され、すべての国民を対象とした教育制度が実現しました。当時の様子と歴史を秦野市内の資料から見ていきます。

令和5年10月14日(土)～12月17日(日)



尋常高等大根小学校・南矢名

はじめに

明治時代に入り日本の近代化が急速に進み、欧米の諸外国から様々な先進技術を取り入れながら社会的発展・経済的発展を遂げていきます。

日本の学校制度も明治5(1872)年の「学制」發布により教育の基本的な制度が規定され、中央集権的な近代教育が始まります。今までの寺子屋や私塾・藩学校などが統一されて、新たに学区制を導入することで、小学校が全国民を対象に設けられることになりました。

明治時代は、日本の学校制度の始まりといえます。

寺子屋・私塾・藩学校から学校へ

秦野においても「学制」發布の翌年となる明治6(1873)年より小学校が創立されていきましたが、当時の学校は寺子屋や私塾を利用したものが多くありました。

「学制」發布から150年の今年、“秦野の学校史”を振り返り、今、私たちが平和に暮らし生きていくための“学びの場”としての学校、そしてこれからの学校と未来について、あらためて考える機会になればと思います。



曾屋学校 明治 11 (1878) 年竣工の校舎(左の二階)と明治 27 (1894) 年の校舎 (右の平屋)

1. 学制

明治 5 (1872) 年 8 月 3 日、全国に公布した日本最初の近代的な学校制度を定めた教育法規です。

フランスを手本として学校制度体系を小学・中学・大学の 3 段階 (学区制) としたものです。これは、全国を 8 区分して 8 大学区とし、1 大学区に大学 1 校を置き、1 大学区は 32 中学区に区分して各中学区には中学 1 校を置き、さらに各中学区を 210 の小学区に区分して各小学区に 1 小学校を置くものでした。

学制と同時に公布された「太政官布告第 214 号 (学制序文)」

学制序文には、『人々自ら其の身を立て其産を治め其業を昌にして以て其生を遂る。(人は自ら身を立て産を治め、業を盛んにするためには学問によらなければならない。それ故に学校を建てるのであり、学問は立身出世の財本である。)]とあります。

さらに、『邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す。』と国民皆学 (= 義務教育制) の基本精神が告示されています。四民平等 (= 教育の機会均等) の原点にたち全国民に自立自営の能力を養う実学教育を学校教育の目的としたものです。

2. 教育令

明治 12 (1879) 年「教育令」の公布 = 「学制の廃止」

「学制」における画一的な小学区制や形式主義的な施策等への批判とともに、明治 11 (1878) 年の「郡区町村編成法」公布などを背景に、教育の地方管理を基本として行政区域ごと (町村単位) に公立小学校の設置などが指示されたもので、各地区に学校が創られていきました。

学校は 8 か年としていましたが 4 か年まで短縮を認め、学齢期間中 16 か月就学すればよ

明治 9 (1876) 年の足柄県合併後「設置調査」による学校一覧

文部省 1876 「第四年報」『明治九年第二冊 神奈川県公立小学校表』より

(名称)	(学科)	(位置)	(設立日)	(創立時校舎)
輯雍館	小学	第 145 番小学区堀山下村	明治 6 年 6 月	民家 → 堀山下学校
菩提学校	小学	第 147 番小学区菩提村	明治 6 年 11 月	定源寺持分の堂
平沢学校	小学	第 140 番小学区平沢村	明治 6 年 6 月	浄円寺
渋沢学校	小学	第 142 番小学区渋沢村	明治 7 年 1 月	喜叟寺
修身館	小学	第 154 番小学区曾屋村	明治 6 年 6 月	龍門寺 → 曾屋学校
田原学校	小学	第 149 番小学区田原村	明治 6 年 6 月	金剛寺
誠意館	小学	第 107 番小学区柳川村	明治 6 年 6 月	長福寺 → 柳川学校
郁文堂	小学	第 44 番小学区真田村	明治 6 年 6 月	天徳寺 → 真田学校



尋常高等北秦野小学校 明治40(1907)年



登校前の児童 昭和初期

いとすなど住民の自主性を尊重し、地方に教育の権限を委ねるというアメリカの自由主義教育の原理を輸入した自由教育令でした。

しかしながら、この教育令は学制により漸次向上しつつあった小学校教育に混乱と低下を招き、批判も高まって教育令は改正されていきました。

3. 小学校令

明治19(1886)年4月「小学校令」の制定＝「義務教育制度」の始まり

従来の初等科・中等科・高等科の三段階に代わり、尋常小学校4年、高等小学校4年の二段階編成とし、尋常小学校の4年間は就学義務として初めて法律で条文化されました。“義務教育制度”の始まりです。小学校令以後、教科書は検定制度となっています。

小学校令では教育の目的を“道德教育の基礎、

国民教育の基礎、生活に必要な普通の知識を授けること”と規定しました。この教育の目的は、昭和16(1941)年の国民学校令が公布されるまで続きました。

明治23(1890)年10月30日「教育ニ関スル勅語(教育勅語)」の発布。

教育勅語は法令ではなく天皇の言葉として発せられ、国民すべてが皇国・忠君愛国の思想を持つよう示したものです。国民道德及び国民教育の基本とされて、教育はもちろんのこと国民生活全般にわたって大きな影響を与えました。教育勅語謄本は三万部ほど作られ、全国の学校に頒布されました。

明治33(1900)年の小学校令改正では、祝祭日の学校儀式にて教育勅語が奉読され、教育勅語謄本の写しは御真影(天皇・皇后の写真)とともに奉安殿に収められました。

昭和初めには教育勅語の全文を暗唱させるなど、日本は次第に軍国主義へと進んで行くことにな



北秦野尋常高等小学校 昭和5(1930)年



上秦野村の疎開児童 昭和20(1945)年



上秦野中学校 昭和 36 (1961) 年頃

ります。

4. 戦後の教育

「新日本建設ノ教育方針」の発表と「教育基本法」の制定

昭和 20 (1945) 年の敗戦後、文部省は「新日本建設ノ教育方針」を発表し、連合国総司令部 (GHQ) の指令により、軍国主義的な教育の排除が行われました。教職適格審査が実施され、修身・日本歴史・地理などの授業停止が行われました。(黒塗りの教科書) また、御真影・教育勅語・奉安殿が撤去されました。

昭和 22 (1947) 年 3 月「教育基本法 (教育の理念と方針を示したもの)」が制定されました。

「国民学校」の廃止と義務教育

昭和 22 (1947) 年 3 月公布の「学校教育法」により国民学校は廃止され再び小学校となり、新たに中学校・高等学校・大学の六・三・三・四制が発足しました。

また、義務教育の年数も 3 年間延長となり中学校までの 9 年間で義務教育となりました。

秦野地域の新制小学校は、国民学校を引き継いだ 7 校が開校しています。新制中学校は小学校の教室を借りて、昭和 22 (1947) 年 5 月 5 日に中郡 6 校、足柄上郡 1 校の 7 校が開校しています。

昭和 23 (1948) 年には「教育委員会法」が公布され、地方自治体に教育委員会が設立されました。秦野市の教育委員会は、昭和 27 (1952) 年



西小学校給食「西秦野町勢要覧 S36. 7」発行
おいしい給食のひと時

に発足しています。

昭和 38 (1963) 年に教科書が無償配布され、義務教育が完全無償化となりました。

おわりに

これからの学校! 学校の未来!

「学制」発布から 150 年が経過しましたが、その間、様々な社会的情勢の変化や影響により教育制度は大きく揺れ動いてきました。また、戦争等の人災や地震や台風等の自然災害も数多くありました。しかし、そのような状況下でも子どもたちは一生懸命に生きて学んできました。戦後、教育基本法により教育の理念と方針が示され、学校教育の目的も明確化されました。

今回の企画展で過去を振り返ることにより、あらためて教育の重要性を認識し、更なる充実・発展のために学校や家庭や地域ができることを考えるキッカケになればと思います。

子どもたちが毎日元気な笑顔で楽しく学び続けることができ、未来に明るい希望が持てるようにみんなで一緒に考えていきませんか。

発行 令和 5 (2023) 年 10 月 14 日

編集 はだの歴史博物館

〒259-1304 秦野市堀山下 380-3

TEL 0463-87-5542 FAX 0463-87-5794